

○和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例

昭和55年8月15日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持、生活の安定及び児童の健全な育成に寄与し、もってひとり親家庭の福祉の増進を図ることを目的とする。(平16条例19・一部改正)

(用語の定義)

第1条の2 この条例において「児童」とは、18歳未満の者及び18歳に達した日からその日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父(母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、その児童が父又は母の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、規則で定める程度の障がいの状態にある場合は除く。)に養育されているときは除く。

- (1) 父母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が規則で定める程度の障がいの状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに掲げる児童を養育する(その児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。)者であって、父母並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4第1項に規定する里親以外の者をいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 前項各号に掲げる児童のうち父又は母が監護しないもの

(対象者)

第2条 この条例の規定により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
- (2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項各号に掲げる児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
- (2) 前号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であった者を含む。）又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者
- (3) 廃止前の和泉市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年和泉市条例第25号）の規定により医療証の交付を受けている者
- (4) 和泉市重度障がい者の医療費の助成に関する条例（昭和48年和泉市条例第43号）又は和泉市こどもの医療費の助成に関する条例（平成5年和泉市条例第22号）の規定により医療証の交付を受けている者
- (5) 児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている者又は同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等に入所若しくは入院している者（通所している者を除く。）

（所得制限）

第2条の2 前条の規定にかかわらず、ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）について次の各号のいずれかに該当するときは、当該ひとり親等及びその監護し、又は養育する児童は、対象者としなす。

- (1) ひとり親等の前年の所得（各年の1月から6月までに新たに適用を受けようとする者にあつては、前々年の所得。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
- (2) ひとり親等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又はひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、当該ひとり親等と生計を同じくするもの前年の所得が、これらの者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌

年の10月31日までの間は、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、同項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

4 第1項各号の規定による所得に関し、規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合に同項各号の規定により規則で定める額を超えないこととなるときは、同項の規定は、適用しない。

(助成の範囲)

第3条 本市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合(食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。)における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(以下「助成額」という。)を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その限度において助成を行わない。

(1) 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。

(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。

(3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「医療機関」という。)に支払うことによつて行う。ただし、次条第1項の規定による申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき及び市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(医療証の申請)

第4条 この条例の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その資格を審査し、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、規則で定める医療証を交付するものとする。

(助成の適用)

第5条 医療費の助成は、前条第1項の規定による申請があった日から開始する。ただし、その助成の適用は、当該月の初日を限度に、配偶者と離別した日若しくは死別した日又は扶養義務者と生計を同じくしなくなった日に遡及することができる。

2 申請者が、災害その他やむを得ない理由により前条第1項の規定による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、医療費の助成は、前項の規定にかかわらず、その理由により申請をすることができなかつた日から開始する。

(医療証の提示)

第6条 医療証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、大阪府内に所在する医療機関において、医療費の助成を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。

(損害賠償との調整)

第7条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(譲渡等の禁止)

第8条 この条例の規定による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

(不正利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者又は前条の規定に違反した者があるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還又は支払いを請求することができる。

(届出義務)

第10条 受給者は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(事実の調査)

第11条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第12条 市長は、助成に当たり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第13条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和55年10月1日から施行する。

ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。

- 平成10年7月31日までに本条例の規定による医療費の助成を受けていた者のうち、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成10年政令第224号。以下「一部改正令」という。）による改正後の児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）の規定により医療費の助成の対象外となる者で、一部改正令による改正前の児童扶養手当法施行令に規定する所得基準を適用した場合において、第2条第1項又は第2項に規定する者に該当することとなるものは、平成11年10月31日までの間は、これらの規定に規定する者とみなす。

附 則（昭和56年条例第15号）

この条例は、難民の地位に関する条約又は難民の地位に関する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。（効力を生ずる日＝昭和57年1月1日）

附 則（昭和57年条例第29号）抄

- この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第14号）

この条例は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第5号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第9号）抄

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成7年1月1日から施行する。
- この条例（第6条の規定を除く。）による改正後の和泉市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例、和泉市老人医療費の助成に関する条例、和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例、和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例及び和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則（平成10年条例第29号）

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行し、平成10年8月1日から適用する。
(和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正)
- 和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例（昭和60年和泉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成11年条例第11号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第7号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第19号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条から第4条までの規定による改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例、和泉市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例、和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び和泉市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第26号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第9号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

3 この条例による改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例、和泉市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例及び和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第15号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第27号）抄

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（ひとり親家庭医療費の助成に関する経過措置）

第3条 第3条の規定による改正後の和泉市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(以

下「ひとり親家庭医療条例」という。)の規定については、施行日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

- 2 ひとり親家庭医療条例第3条第1項に規定する精神病床への入院に係る給付については、施行日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行日前に係る対象者については、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 ひとり親家庭医療条例第4条及び第10条から第12条までの規定による手続その他の必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

○和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則

昭和55年8月15日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和55年和泉市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(障がいの状態)

第2条 条例第1条の2第2項各号列記以外の部分及び同項第3号に規定する規則に定める程度の障がいの状態は、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）別表第2に定められた障害をいう。

(ひとり親家庭の児童)

第3条 条例第1条の2第2項第5号に規定する規則で定める状態にある児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む。以下同じ。）又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を受けた児童
- (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）によらないで懐胎した児童
- (5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

(社会保険各法)

第4条 条例第2条第1項に規定する規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(所得の額)

第5条 条例第2条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる児童の養育者を除くひとり親等（条例第2条の2に規定する者をいう。）にあつては、令第2条の4第2項の表において、第一欄に定める区分に応じて同表第二欄に定められた額を準用し、次の各号に掲げる児童の養育者にあつては、令第2条の4第7項に規定する額を準用する。

- (1) 条例第1条の2第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (2) 第3条第3号に該当する児童であつて、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(4) 第3条第4号に該当する児童（父から認知された児童を除く。）であって、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの

(5) 第3条第5号に該当する児童

2 条例第2条の2第1項第2号に規定する規則で定める額は、令第2条の4第8項に規定する額を準用する。

(所得の範囲)

第6条 条例第2条の2第3項に規定する規則で定める所得の範囲は、前年の所得（各年の1月から6月までに新たに適用を受けようとする者にあつては、前々年の所得）のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金に係るものを除く。）及び条例第2条第1項第1号に規定する父又は母がその監護する児童の父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下次条において同じ。）に係る所得とする。

(所得の額の計算方法)

第7条 条例第2条の2第3項に規定する規則で定める所得の額の計算方法については、令第4条を準用する。この場合において、同条中「法第9条第1項及び第9条の2から第11条までに規定する所得の額」とあるのは「条例第2条の2第3項に規定する所得の額の計算方法」と、「その年の4月1日の属する年度」とあるのは「その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度」とそれぞれ読み替える。

(所得の額の計算方法の特例)

第8条 条例第2条の2第4項の規則で定める所得の額の計算方法の特例は、その所得が生じた年の翌年の1月1日以後に災害により生じた地方税法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額の合計額が同号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イ、ロ又はハに定める額（同号イ中「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」とあるのは「前条の規定によって計算したその所得の額」と読み替えるものとする。以下同じ。第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額）を超えるに至ったときは、そのを超えるに至った日後に受けた医療に係る医療費については、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に災害により生じた同条第1項第1号に規定する損失の金額の合計額（次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額）を前条の規定によって計算したその所得の額から控除するものとする。

(1) 前条の規定によって計算したその所得の額から控除すべき雑損控除額（その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号に規定する控除を受けた者の雑損控除額をいう。）に相当する額がある場合に

において、当該雑損控除額の計算の基礎となった損失の金額のうち災害により生じた損失の金額があるときは、その金額の合計額

- (2) 前号に規定する雑損控除額に相当する額がない場合、地方税法第314条の2第1項第1号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める額
- 2 その所得の生じた年の翌年の1月1日以後に支払った条例第2条に規定する者に係る地方税法第314条の2第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額が前条の規定によって計算したその所得の額の100分の5に相当する額と10万円とのいずれか低い額（第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額）を超えるに至ったときは、そのを超えるに至った日後にその者が受けた医療に係る医療費については、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に支払ったその者に係る同条第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額（次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額）と200万円（第1号に規定する医療費控除額に相当する額がある場合には、200万円からその額を控除した額）とのいずれか低い額を前条の規定によって計算したその所得の額から控除するものとする。

- (1) 前条の規定によって計算したその所得の額から控除すべき医療費控除額（その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第2号に規定する控除を受けた者の医療費控除額をいう。）に相当する額がある場合において、当該医療費控除額の計算の基礎となった医療費の金額のうち当該条例第2条に規定する者に係る医療費の金額があるとき、その金額の合計額

- (2) 前号に規定する医療費控除額に相当する額がない場合、前条の規定によって計算したその所得の額の100分の5に相当する額と10万円とのうちいずれか低い額
（一部自己負担額）

第9条 条例第3条に規定する一部自己負担額（治療用装具の支給を除く。）は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）ごとに、1日につき500円とする。ただし、当該一部自己負担額は、条例第3条に規定する対象者等が負担すべき額を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が同一の月に同一の医療機関において行う一部自己負担額の支払は、2日までとする。

3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関における前2項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外につき、それぞれ別の医療機関とみなす。

4 対象者が同一の月に同一の医療機関において入院及び入院以外の療養を受けた場合における第1項及び第2項の規定の適用については、入院及び入院以外の療養は、それぞれ別の医療機関について受けたものとみなす。

5 対象者が同一の月に支払った一部自己負担額を合算した額が2,500円を超える場合は、当該合算した額から2,500円を控除した額を助成する。

6 前項の助成を受けようとする者は、医療費助成一部自己負担額償還申請書（様式第1号）に、支払った一部自己負担額に関する証拠書類を添えて、市長に申請しなければならない。

ただし、市長が医療機関又は審査支払機関から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供を受けたときは、この限りでない。

(助成の方法の特例)

第10条 条例第3条第3項ただし書の特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、社会保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定により対象者(条例第2条第1項に規定する対象者をいう。以下同じ。)に係る療養費、家族療養費又は特別療養費が現に支給されたとき(食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。)

(2) 前号に定める場合のほか、市長が特別に必要ながあると認めるとき。

2 条例第3条第3項ただし書の規定による医療費の助成を受けようとする者は、ひとり親家庭医療費支給申請書(様式第2号)により市長に申請しなければならない。ただし、市長が医療機関又は審査支払機関から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供を受けたときはこの限りでない。

3 前項の申請書には、当該医療について条例第3条第1項に規定する医療に関する給付が行われたことを証明した書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、対象者が和泉市国民健康保険条例(昭和35年和泉市条例第8号)に規定する被保険者である者はこの限りでない。

(医療証の申請)

第11条 条例第4条に規定する申請は、ひとり親家庭医療証(交付・更新・再交付)申請書(様式第3号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者証又は組合員証又は加入者証

(2) 児童扶養手当を受けている者は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に規定する児童扶養手当を受けていることを明らかにする証書

(3) 前号以外の者にあつては、児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第1条各号に定める書類又はこれに準ずる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請があつたときは、その資格を審査し、ひとり親家庭医療証(様式第4号。以下「医療証」という。)を交付する。

3 医療証の有効期限は、毎年10月31日又は条例第1条の2第1項に規定する年齢要件を欠くこととなる日の前日とする。

4 医療証の交付を受けている者は、医療証の有効期間が満了したときは、速やかにその医療証を市長に返還しなければならない。

(医療証の更新申請)

第12条 医療証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、毎年8月1日から9月30日までの間に、11月1日以後になお継続する者はあらかじめ、ひとり親家庭医療証(交

付・更新・再交付)申請書(様式第3号)に前条第1項に掲げる書類を添え、これを市長に提出して医療証の更新を申請することができる。

2 前項の申請があったときは、その資格を審査し、医療証を交付する。

(医療証の再交付申請)

第13条 受給者は、医療証を破り、汚損し、又は紛失したときは、ひとり親家庭医療証(交付・更新・再交付)申請書(様式第3号)を市長に提出して、その再交付を申請することができる。

2 受給者は、前項の規定により医療証の再交付を受けた後、紛失した医療証を発見したときは、速やかにその医療証を市長に返還しなければならない。

(氏名等変更の届出)

第14条 条例第10条第1項に規定する規則で定める事項に変更があったときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 氏名を変更したとき。

(2) 市の区域において、その住所を変更したとき、又は市の区域内に住所を有しなくなったとき。

(3) 受給者の疾病又は負傷について条例第3条第1項に規定する医療に関する給付を行う保険者若しくは共済組合等に変更を生じたとき、又は当該保険者若しくは共済組合等の名称若しくはその事務所の所在地に変更を生じたとき。

(4) 社会保険各法の規定による被扶養者である受給者にあつては、受給者が被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者に変更を生じたとき、又は受給者が被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者の住所、氏名若しくは被保険者証、組合員証若しくは加入者証の記号に変更を生じたとき。

(5) 国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者である受給者にあつては、その者の属する世帯の健康保険各法に規定する世帯主若しくは組合員に変更を生じたとき、又は被保険者証の記号番号に変更を生じたとき。

(6) 社会保険各法の規定による被保険者、組合員又は加入者となるに至ったとき。

(7) 条例第2条に規定する対象者の資格要件が消滅するに至ったとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 条例第10条第1項の届出は、ひとり親家庭医療受給資格(変更・喪失)届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(死亡の届出)

第15条 条例第10条第2項に規定する届出は、次の各号に掲げる事項を届け出るものとする。

(1) 氏名

(2) 死亡した年月日

(3) 医療証の受給者番号

2 前条第2項の規定は、条例第10条第2項の規定による届出について準用する。

(医療証の添付)

第16条 第12条及び第13条の規定による申請並びに第14条の規定による届出(同条第1項第

3号から第5号までの届出を除く。)には、医療証を添えなければならない。ただし、医療証を添えることができない事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって医療証に代えることができる。

(損害賠償を受け得る場合の届出)

第17条 受給者は、自己の疾病又は負傷に関し損害賠償を受けることができる場合には、その事実、当該損害賠償をすべき者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を記載した第三者行為による傷病届(様式第6号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(添付書類の省略)

第18条 市長は、この規則の規定による申請書又は届出書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2 市長は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この規則の規定による申請書又は届出書に添えなければならない書類を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和55年10月1日から施行する。ただし、第3条から第5条までの規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項中「毎年10月31日」とあるのは、有効期間の初日が昭和55年10月1日から昭和55年10月31日までの医療証にあっては、「昭和56年10月31日」と読み替えるものとする。

3 第5条第2項括弧書きの規定にかかわらず、収容が昭和55年11月1日以後になお継続する者に係る医療券の有効期限は収容の終了する日とする。

(適用区分)

4 平成24年7月1日から同月31日までの間、第2条の3の規定において準用する児童扶養手当法施行令の規定中の特定扶養親族は年齢16歳以上23歳未満の者とする。

(平24規則50・追加)

附 則(昭和56年規則第24号)

この規則は、昭和56年11月1日から施行する。

附 則(昭和57年規則第25号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、昭和57年8月1日から適用する。

附 則(昭和57年規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年規則第33号)

この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和60年規則第8号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成2年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年規則第27号）

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例施行規則及び和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則（平成9年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成11年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成16年規則第36号）抄

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

2 第1条から第6条までの規定による改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例施行規則、和泉市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則、和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則、和泉市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則、和泉市事務分掌規則及び和泉市役所和泉シティプラザ出張所規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年規則第44号）

1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

2 この規則による改正後の和泉市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則、和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則及び和泉市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成22年規則第31号）

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成24年1月4日から適用する。

附 則（平成24年規則第50号）

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第44号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第63号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成27年7月1日から平成28年6月30日までに医療費の助成を受けようとする者に対する改正後の和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則第2条の2の規定の適用については、同条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とする。

附 則（平成30年規則第4号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第2条 この規則の施行の際この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により提出された申請書その他の書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 この規則の施行の際現にある旧様式による申請書その他の書類については、当分の間所要の調整をして使用することができる。

（ひとり親家庭医療費の助成に関する経過措置）

第4条 第3条の規定による改正後の和泉市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「ひとり親家庭医療規則」という。）の規定については、施行日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

2 ひとり親家庭医療規則第10条第1項第1号に規定する精神病床への入院に係る給付については、施行日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行日前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

3 ひとり親家庭医療規則第11条から第15条までの規定による手続その他の必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

様式第1号(第9条関係)

医療費助成一部自己負担額償還申請書				
				年 月 日
和泉市長 へ				
下記のとおり、 年 月に医療機関に支払った一部自己負担額の償還を申請します。なお、支給の際は、下記口座へ振り込んでください。				
重度障がい者医療 ・ 老人医療 ・ 障害者医療 ・ ひとり親家庭医療 ・ こども医療				
申請者	住所	電話() —		
	フリガナ 氏名	印		
受給者	住所			
	フリガナ 氏名			
	受給者番号	生年月日	年 月 日	
支払った一部自己負担額の合計				円
償還を受ける額				円
振込先	金融機関名		支店名	
	銀行・信組 農協・信金		本店・支店 出張所	
	口座種別・口座番号		口座名義人(フリガナ)	
	普通・当座・その他()			
(市町村使用欄)				

様式第2号(第10条関係)

ひとり親家庭医療費支給申請書				
				年 月 日
和泉市長 あて				
住所				
申請者				
氏名				㊦ 受給者との続柄()
電話 ()				—
下記のとおり、ひとり親家庭医療費の支給を申請します。				
受給者番号		保 険 者 名		
フリガナ 氏 名		被 保 険 者 証 の 記 号 番 号		
生 年 月 日	年 月 日	附 加 給 付	有 ・ 無	
診 療 区 分	医・歯・調・入院・その他	診 療 年 月	年 月 実日数()日	
医 療 機 関	所在地			
	名 称			
振 込 先	金融機関名	支店名	口座種別・番号	口座名義人(カナ)

(注) 医療機関の領収書等を添えてください。

様式第3号（第11条、第12条、第13条関係）

年 月 日

ひとり親家庭医療証（交付・更新・再交付）申請書

発行事由	1. 新規 2. 転入 3. 生活保護の廃止 4. 保険加入 5. 資格復活 6. 紛失 7. 盗難 8. 破損 9. その他()			
受給者	①保護者または養育者氏名	受給者番号	生年月日	性別
			年 月 日	男・女
	②児童氏名	受給者番号	生年月日	性別
			年 月 日	男・女
			年 月 日	男・女
加入保険	保険種別	協 組 日 船 共 国 国組 自 特定 後期		
	保険者名	保険者番号		
	被保険者名	受給者との 続柄		
	記号	番号		

和泉市長 あて

上記のとおり、医療証の（交付・更新・再交付）申請をします。

なお、申請に当たり公簿により所得等の確認をされることを承諾します。

年 月 日

申請者 住所
(保護者) 氏名 ④ 受給者との続柄()
電話番号() ー

受付者	確認者

様式第4号 (第11条関係)

(表面)

この証は、大阪府以外では使えません。

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">ひとり親家庭医療</div> <p style="text-align: center;">医療証</p>		公費負担者番号 8 2 2 7 0 2 0 8
受給者	父母又は養育者 氏名 フリガナ	父母又は養育者 生年月日 受給者番号
	居住地 大阪府和泉市	児童名 生年月日 受給者番号
給付者	有効期間 年 月 日から 年 月 日まで	児童名 生年月日 受給者番号
	発行機関名及び印 大阪府 和泉市長	児童名 生年月日 受給者番号
交付年月日		児童名 生年月日 受給者番号

(裏面)

受給者	児童名 生年月日 受給者番号	<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この証は、医療費の助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に加えてこの証を必ず窓口へ提出してください。 3 受給者の資格がなくなったとき又は有効期限を超過したときは、この証を使用することはできませんから速やかに市長に返してください。 なお、資格がなくなってからもこの医療証で治療を受けた場合、その医療費(自己負担相当額)は市へ返還していただきますのでご注意ください。 4 氏名、居住地に変更があったとき又は、加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内にこの証を借って市長にその旨を届け出てください。 5 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは再交付を受けてください。
	児童名 生年月日 受給者番号	
	児童名 生年月日 受給者番号	
児童名 生年月日 受給者番号		
児童名 生年月日 受給者番号		

様式第6号(第17条関係)

第三者行為による傷病届

ひとり親家庭医療 対象者番号				健康 保険 証	健康保険組合	
被 保 険 者 (被 害 者)		フリガナ			記号	
		氏 名 個人番号 年 月 日生(歳)			番号	
第 三 者	本 人	住 所		電 話		
	使 用 者	フリガナ 氏 名				年 月 日生
事 故 の 状 況	住 所 使用 者 代 表 者 名			電 話		
	発 生 日 時	年 月 日	午前 午後	時 分頃		
	発 生 場 所	原因・状況				
診 療 関 係	傷 病 名		初診日	年 月 日		
	治 癒 まで の 見 込 み	入 院 日	通 院 日	費用	円	
	保 険 医 療 機 関	住 所 名 称	電 話			
損 害 賠 償 関 係	示談等の交渉状況					
	自 賠 責 保 険	保 険 会 社 名	電 話	担 当 者		
		契 約 者 名	証 明 書 番 号			
	任 意 保 険	保 有 者	住 所			
			氏 名			
	任 意 保 険	保 険 会 社	住 所	電 話		
		名 称				
	証 券 番 号	保 険 期 間	担 当 者			
ひとり親家庭医療証使用の有無			有 (年 月 日から) ・無			

和泉市長あて

上記のとおり、届出をします。

年 月 日

住所 _____
届出者 (保護者) 氏名 _____ (印)
電話 _____

(注) 被保険者が未成年者の場合は、親権者又は世帯主が届け出てください。